

出席停止について

学校保健安全法19条の規定にもとづいて、生徒が安心して十分に治療を受け、休養を取るとともに、他者への感染を防ぐための措置です。

医師から登校の許可が出て、登校再開の際には「学校感染症治癒報告書」をお渡ししますので、保護者の方が記入していただき、担任へ提出してください。（医療機関での証明は不要です。）

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	熱が下がって3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症[溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症等医師が必要と認めたもの]	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで